

～ご協力いただき飲食店を支援します～

奈良市独自の時短協力支援金のお知らせ

現在、奈良市においても新型コロナウイルスの新規感染者が爆発的に急増しており、県内の医療体制もさらにひっ迫した状況にあります。この危機的状況を阻止するため、**市内飲食店の皆様に午後8時までの営業時間短縮の協力をお願いし、ご協力いただける飲食店には、奈良市独自の時短協力支援金を支給します。**皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

1 対象者（①～④全てに該当する事業者）

- ① 市内において、食品衛生法に基づく営業許可（飲食店営業許可）を受け、通常、午後8時を越えて夜間時間帯に飲食店営業をしている店舗。
- ② 主たる事業が飲食店。（コンビニのイトイン等は対象外。詳しくは裏面お問い合わせ先まで。）
- ③ **令和3年4月25日～5月11日の期間中、営業時間を午後8時までに短縮する飲食店。**
- ④ 業種別「新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」ならびに、奈良市「飲食店等における新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル」を十分に理解し、積極的に感染拡大防止対策に取り組んでおり、今後も継続して感染拡大防止策に取り組みながら営業する意思がある場合。
(本市発行の「感染拡大防止宣言ステッカー」の取得を要件とする) (同時申請可)

感染拡大防止宣言ステッカー▶



「感染拡大防止宣言ステッカー」

▲申請案内ページのQRコード

2 給付金額

要件を満たした**奈良市内で営業している店舗1店舗につき**、協力期間中の1日当たり以下の金額を支給します。

令和元年度 年間売上高	日額
3,000万円までの飲食店	10,000円
3,000万円を超え1億円までの飲食店	20,000円
1億円を超える飲食店	30,000円

※令和元年度時点で営業をしていない店舗は日額10,000円とします。

3 公募期間

[申請受付] 令和3年5月12日(水)

[申請締切] 令和3年6月11日(金)

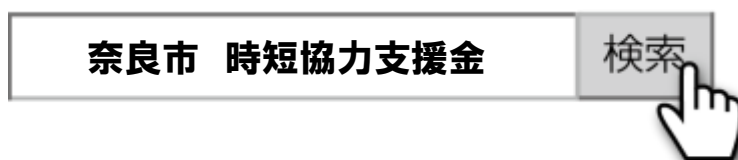
4 申請方法

市ホームページ内の申請フォームに必要事項を入力し、
申請に必要な書類を電子データで添付して送信してください。
(電子申請が難しい場合は下記のお問い合わせ先へご連絡ください。)



5 申請手順

- ① 午後8時までに閉店し、時短営業に協力する。
- ② 営業時間を短縮したことが分かる資料を必ず残しておくこと。
〔 店舗名、屋号、営業時間短縮の期間、営業時間の変更が記載されている告知チラシやホームページ、店頭に掲示している写真等を保存しておいてください。 〕
- ③ 5月12日～6月11日までに申請書を提出する。
- ④ 申請内容を審査した後、協力支援金を支給します。



●お問い合わせ先

奈良市役所 観光経済部 産業政策課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1 北棟2階
TEL : 0742-34-4741
FAX : 0742-36-4058
E-MAIL : sangyoseisaku@city.nara.lg.jp